

厚生常任委員会

平成23年3月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎辻 善次	○小林 誠	宮崎 和彦
吉野 俊明	飯高 昭二	里川宜志子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	福 祉 課 長	佐藤 滋生
福 祉 課 参 事	清水 修一	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	西巻 昭男	国保医療課参事	寺田 良信
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、小林委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

おはようございます。皆様方には常日ごろからご心配かけていますごみの問題等につきまして、白石畑の関係等につきましてね、最終処分場での可燃ごみ積み替え作業実施につきましては、このたび白石畑自治会から交通安全対策、騒音、臭気、カラスなどの環境対策を行うこと、並びに今までどおり白石畑からの要望については、最終処分場関連として、誠意を持って町が対応することを条件に可燃ごみ積み替え作業及びペットボトル圧縮作業を行うことについてご理解が得られましたのでご報告を申しあげたいと思います。今後は衛生処理場周辺4自治会にも説明してまいりますとともに、委託処理にスムーズに移行できますよう準備を進めてまいりたいと考えております。この関係につきましては議員皆様方、議長はじめ委員長、そして議員の皆様方に大変ご心配をかけご努力いただいたと、われわれも喜んでおります。そういう中で今後、白石畑等について、あるいはその他の自治会等の関係については、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

それでは、2月25日本会議から付託されました議案の第2号、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、そして議案第3号、あるいは陳情第1号、陳情第2号がございます。議案につきましては慎重審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますことをよろしくお願いいたします。

また陳情の関係については、社会保険庁の、おそらく大和郡山の総合病院だと思えますけれども、その関係等についての意見書が出ています。われわれにとってはそれを継続していく、もともとはあこは産婦人科の立派な病院であったんですけれども、いろいろと国の関係等で存続ができないということでございます。皆様の熱意をお願いしたいと思います。また、医師、看護

師の関係等については、大きな問題であると思しますので、またその点についてはご審議をいただいて、最終日に取り上げていただきたいと思ひます。

継続審査の関係等につきましては、今申しあげました関係等について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、あと各課報告事項につきましては、今現在、行っております子宮頸がん予防ワクチン等について、あるいは斑鳩町健康増進計画について、担当から詳しく説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員には、里川委員、小林委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしくお願ひいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 付議議案について、(1) 議案第2号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西巻国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第2号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本議案につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と相違がございません。末尾の要旨をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(要旨朗読)

国保医療
課長

以上、議案第2号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
里川委員。

里川委員 この条例改正に伴ってですね、貸付制度のほうを見させていただいていたんですけども。例規集に斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱というのがあるんですけどもね。この要綱には、まずトップに斑鳩町老人医療費助成条例っていう項目が出てくるんですね、この要綱では。これとこっちの関係で言うと、どんなことなかなと。こういうふうに条例とかの改正で、規則とか、要綱とか、それに付随するものがあるとしたら、同時に改正をする必要もあるのかなと思うんですけども、同時に出てきてないということは、どういうふうに見たらいいのか、私もちょっと分からないので、できたらその辺のところ、この要綱との関係ですね。でも他の医療費の関係で見たら、他の条例とこの要綱に載ってくるのがだいたい合ってるものですから、これだけどうこちらが理解していいのかなということがすごく昨日悩んでたんで、教えてほしいなと思います。

国保医療課長 まずはじめに、医療の貸付制度の概要なんですけども、これにつきまして平成17年8月に県のほうで、これまでの現物支給と償還払いの併用から、自動償還に統一されたことに伴いまして、すべての受給者が窓口で医療費の一部負担を払うことになりました。このことによりまして奈良県のほうで、貸付制度の関係を創設されたところでございます。その中で、これまでこの対象となっておりましたものが、県の医療費の対象であること、もうひとつは自動償還の対象であること、この2つが対象となっておりましたことから、県の制度がございました老人医療費助成につきましても、対象としていたところではございますが、その対象から外れたことから要綱のほうでもその部分、老人の部分削除するように改正しているところでございます。要綱のほうで改正の手続きは取らせていただくところでございます。

里川委員 できましたら、私ら、いろいろこういうのを見て調べている時に、やっぱり同じように条例に伴って、その条例が変わるのであれば、規則なり、要綱

なり、同時に改正せなあかんのやったらね、改正してもらわんと、ちょっとそれだけ見てというわけにいかないのでね。今後そういう形でできるだけ同時に出していただきたいなど。でないと、こちらも理解しにくい点も出てくるということだけ、お願いしておきたいと思います。で、もう1点はこの貸付要綱を見させていただいた中でね、こうして見ていくと、精神障害の関係というのがこの要綱の中には載ってないんですけれども、それは逆に言えば精神の場合は、なんか別制度があるのかなと思ったりして、この際ですので、この条例に伴って要綱も調べた結果、ちょっと疑問なんで、重ねてその辺の事情も聞きたいなというふうに思います。

国保医療課長 精神の関係の医療費助成なんですけども、これにつきましては原則10%の部分につきましては、医療費助成をさせていただいているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、この貸付制度は自動償還の関係で、いわゆる、その払った医療費の貸付対象の金額が担保になる部分しか貸付対象にはさせていただいていないところでございまして、そういったところで、本町の貸付制度並びに県の貸付制度から外れているところでございます。

里川委員 ということは、精神障害者の場合は、そういう制度から外れている。適用される他の制度もないというふうに考えていいんですね。

国保医療課長 現貸付制度上では対象から外れているということで、ご理解願えますでしょうか。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第3号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

面巻国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第3号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 本議案につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と相違ございません。末尾の要旨をもってご説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(要旨朗読)

国保医療 以上、議案第3号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員 前回の委員会でもね、療育手帳が実務的にどうなんかということもちょっと聞いたんですけども。今回、きっちり議案となって見させていただいている中では、手帳といっても、身体障害者福祉法の規定によつての身体障害者手帳、このことには触れないで奈良県が出してる療育手帳、それから医療

費助成でも精神障害者の関係も、障害者の部分で言うところがあるわけなんですけれどもね。これで見たら全部示している根拠が違うんですよね、精神障害者やったら障害者自立支援法上の何条とかやし、身体障害者福祉法何条で身体障害者の交付と、こういうふうに根拠がばらばらになっているんですけどもね。これ、でも療育手帳だけがあえてこういうふうにみなしますよということについてはね、ちょっと私分かりにくくて、身体障害者の手帳もこういう法律に基づいているけれども、これ県の交付やっつたんと違うかなと思うんですけどもね。精神障害者も根拠法は違うけども、交付は県やっつたん違うかなと思ってるんですけどもね。確かに根拠法ついている県交付だとは思ってますけども、その辺での違いというのがね、どうも分かりにくくて。ですから、そしたら逆に療育手帳だけがこういう場合に移って来られた時に、こういうふうにしますよとあえてせんとあかんようなシステムになってて、精神障害とか、身体障害とかのほうやったら、別にあえてこういうことをわざわざしなくても、スムーズに他の都道府県から移って来られたとしても、手続きすぐできるのかというところのね、ちょっと矛盾みたいなものを私自身は感じているんですけども、その辺についてはどうなっていますでしょうか。

国保医療課長 身体障害者手帳と、療育手帳の区分、違いというような質問の内容だと思いますんですけども。まずはじめに、身体障害者手帳というのは、先ほど委員も申されましたとおり法律のほうで定められているところがございます。一方療育手帳は厚生労働省の通知「療育手帳制度について」にもとづくもので、本通知でその療育手帳制度要綱が定められておりまして、都道府県によりまして若干取り扱い等、要綱ですんで、変わってくると。そういったことで法律で定められているものなのか、また都道府県等の要綱で定められているものなのか、そういったことで取り扱いのほうが若干違っておりまして、その関係で今回は療育手帳のほうだけを改正をさせていただく、奈良県のほうが改正をしたということでご理解願えますでしょうか。

里川委員 なるほどというふうに思いますが、そしたら、これまでも県交付になっている精神障害や身体障害については、スムーズに事務処理が行われているということでもよろしいんですよね。療育の場合も、厚労省通知で要綱で定めら

れているということなんで、それはそれで、今、制度というのは市町村では変えらへんことやから、それはそれで仕方がないですけども。この議案につきましては、そういうことをなくしていこうということなんで、いいことだと思っておりますので、結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)陳情第1号 奈良社会保険病院の公的存続法案の早期成立を求める意見書提出のお願いについてを議題といたします。

まずはじめに、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務 それでは陳情文書表を朗読させていただきます。

局長

(陳情文書表朗読)

議会事務 内容につきましては別紙のとおりということで、2枚目に要旨を添付させていただきます。朗読につきましては省略させていただきます。また、3枚目のほうに陳情者から提出を受けました意見書モデルの写しを添付させていただきます。なお、これにつきましては委員会資料といたしまして、陳情者から提出を受けました資料のコピーを添付させていただきます。奈良社会病院におけます緊急患者の平成23年の患者数、また救急

車の搬送数という資料を添付させていただいております。以上です。

委員長

それでは、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思います。

参考のために、先ほど事務局長からの説明がありましたように、資料も配布させていただいておりますので、あわせてご参照いただければと思います。 里川委員。

里川委員

これはつい最近、先月に実際にあった話なんですけれどもね。日曜日にきょうだいで遊んでいて、けがをして腕が抜けたと。でも、当然広域7町での休日診療もやっていただいていますけれども、内科的なものであれば小さい子どもさんのそういうのは休日診療いけるんですけど、外科的なものについて、手をちょっとでも動かしたら痛い、骨に異常があるということで、救急のほうに連絡したら、やっぱりこの社会保険病院が当番になってくれてはって、実際、斑鳩町の小さい子どもさんがそこへ行って治療をしていただいて、すぐに、やっぱり骨のことですので、早ければすぐに痛みも取れて、きちっとやっていただけたというような実例がつい先月も私自身も聞いています。

ですから、斑鳩町でそういった救急でかかりたい、休日診療では間に合わない、やっぱりいろんな科で対応していただける、こういう施設っていうのは非常に大切かなと、斑鳩町の皆さんが安心して暮していける、安心・安全なまちづくりという中では、非常にこの病院も貢献をしていただいているのではないかなというふうに考えておりますので、私は意見書、ぜひともこの陳情者の意思を採択して、意見書をあげていきたいというふうに考えています。

委員長

他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員

この件につきましては、議会へ陳情を持ってこられまして、社会保険病院の事務局長がですね、私がたまたま対応したわけなんですけれども。今のこの厚生年金病院の実態といいますか、やはり地域がこの病院を求めておられると。確かに地域にあつてはこの病院というのは大きな安全・安心というか、

そういった病院になっているとともに、やはりこれに書いてありますように大和郡山市議会においてもですね、これを国に提出されていると。また県においてもそういった動きがあって、やはり一番大事なことはやはり地域の意向を、それを伝えて要望していくということが大事になっていきます。それと次にも陳情書あるんですけども、今の医療の中において、医療を担当する医者、またそこに勤める職員なんかも、やはり大変な環境の中で労働し、人の命を守っておられるということに対しましても、やはりこれのそういったことも含めまして、これを要望していく必要があるのではないかなということ、私はそういう意見であります。

委員長 他にございませんか。 吉野委員。

吉野委員 この奈良社会保険病院って、私も感じで言ったら大変いい病院だなと思っております。エレベーターに乗れば、エレベーターの中に奈良社会保険病院のポリシーというものをちゃんと書いてあります。で、よそと比べたら何ですけれども、お掃除とか、そういうところもきちっと対応されていて、なかなかいい病院だなと思います。またこういう意見書に出たようなこともありますので、私はこの意見書に賛成いたします。以上です。

委員長 他にございませんか。それでは、本陳情書について、委員皆様のご意見をお聞きする中では…。

小林委員。

小林委員 現状としては奈良県の救命救急センター受け入れ数、全国最低とありますし、数年前に取られた県民満足度アンケートの調査においても重要度、県民が望む声の上位に上がるのが、やはり、急病時に見てもらえる医療機関があること、または安心して子どもを産み育てる医療体制が整っていることというふうに要望も出ておりますので、そういう要望に応えるべく奈良県も頑張っておりますけれども、まだまだ平成25年を目途にですかね、とりあえずそういうふうな体制を整えていきたいというふうに言っておりますけれども、まだ現時点でそういうふうな医療体制が整っていない中で、やはり近隣の郡山市

にこういうふうな病院がなくなるということでは、やっぱり斑鳩町民としても安心して生活することができなくなるのではないかと思いますので、やはりこの意見書に関しましては、私も意見書を提出することに関しましては賛成の立場でございます。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 私も皆さんと同じ意見なんです。北病院が緊急を受け入れないということで、こちらの方面のほうも、かなり三室と恵王だけになって、たぶんこれ以上にお医者さんに負担かかってくると思いますんで、まして郡山なくなったらそれこそ大変だなと思いますんで、私もこの意見には賛成しています。

委員長 本陳情については皆さん意見をお聞きするなかで、採択をするという意見であります。よって、本陳情については、当委員会として、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、採択すべきものと決しました。

ただいまの採択により、意見書提出をしなければなりません。意見書については、のちほど委員みなさんに、お諮りしたいと思います。

次に、(4) 陳情第2号 医師、看護師、介護職員の夜勤交替制労働者の労働条件の改善で、安全・安心の医療介護を求める要望書についてを議題といたします。

まずはじめに、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務 それでは、陳情文書表を朗読させていただきます。

局長

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 内容、別紙のとおりでございます。2枚目のほうに要旨をつけさせていただいております。朗読につきましては省略させていただきます。また、3枚目の方に陳情者から提出を受けました意見書モデルを添付させていただいております。併せてご参照いただければというふうに思います。

委員長 それでは、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思います。
里川委員。

里川委員 この件に関しましては、やはり医療制度の中において、国が一定の基準をつくって、医療費などの関係なんかを構成されていくわけですね。その基準にしても、以前やったら看護師さんでも、病院は24時間ですから、看護師さんなんか3交代制でやっておられたものを、規制緩和の中から、2交代とか、結構無理やり国のほうからそういう基準を下げてきて押し付けているようなところがあって、現場は非常に大変であると、この間、その後ずっと見てたら、そろもうくたくたに疲れてはるという現実、病院勤めの看護師さん、そして私もいろいろ知ってますけれども、まだ若いのにね、辞めてはるとか、子ども育てるのにとってもじゃないけど厳しい条件つけられて続けられないとか。そんなことから、なかなか、今までやったら看護師さんになりたいという子どもさんが多かったものが、そういう希望も段々少なくなってきたりとか、お医者さんもそうなんですけれどもね、医科大学、奈良県にもあるけども、以前問題になりました、奈良県の医大に行っても、実は今度医師として働く場合、奈良県に残ってもらえなくて、いろいろ回ると、そういうような本当に医療現場ではこれまでもさまざまな問題がありました。私はこの際ですのでね、国におかれては、そういう医師や看護師や、または介護職員、こういうものを介護保険の関係で言っても、いろいろ問題ありましたんでね、そやから出ているように、こういった方々の要請にもきちっと力を入れていただいて、そして医療での基準なんかも、きちっとした基準をもって、各病院に配置できるような、制度としてね、国がそういう基準を設けていただかんといかんと違うかなと。それがひいては、国民の皆さん、で、私たち斑鳩町の皆さんも病院にかかったりする時の、やはり安心という状況に繋がっていきますのでね。ですからこういう意見書の内容についても、私はぜ

ひとも国が、今ぜひ考えていただかないといけない問題ではないかという認識を持っておりますので、この陳情の趣旨は採択をさせていただき、当委員会としてもね、国のほうへそういう意見書をあげていくべきではないかなというふうに考えております。

委員長 他に。飯高委員。

飯高委員 これは以前から言われていることであります。医師、看護師、介護士、本当に過酷な環境の中で、入院されている方の命を守っておられると、必死な思いで。その中で制限もありますし、またその方の、ここにも調査の実態がありますようにですね、何回もこういった年度毎でアンケートも取られていると思います。アンケートの中には、やはり疲れる、またストレス等々のことがございます。これが、やはりこういった医者、看護師というのは、そういった入院されている方の、先ほども言いましたように命を守っている、その中で一番大事なそういった立場だと思います。こういう方をやはりその状況から安全にですね、守っていく体制を、そういった職員の方にもそういった整備をしていくという面においてですね、これは当然、上にあげていってですね、またこの実態を知っていただくということも含めましてですね、これを要望したいと思います。

委員長 他にございませんか。各委員に今、ほとんど採択するという意見でありましたけども、他の委員さん。 吉野委員。

吉野委員 調べて見ますと、医者のユニオン、組合はないんだそうですね。ところが看護師さん方は大変しっかりしたものを持っておられると。それでもなおかつ、こういう文書がでてくるということは、かなりの社会的な全構造におかしなものがあるんじゃないかなと思います。だけど、この意見は意見ですから、私も要望書には賛成させていただきます。以上です。

委員長 小林委員。

小林委員 1ヶ月前にですね、奈良県立医大の産婦人科の教授の先生方と意見交換会をさせていただきましたけども、やはり現場で、医療側でできることというのは、すごく頑張っておられる。後は、やはり政治的働きかけが、奈良県ではまだまだ足りないのではないかというふうなお叱りというか、要望も受けましたけれども、やはりこれも読ませていただきますと、現場はこういう厳しい状況の中で、やはり政治家がしっかりと予算をつけていってあげないといけないのかなと私も思いますので、この当意見書に関しての決議は必要ではないのかなというふうに感じております。意見書採択でお願いいたします。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 私も皆さんと意見と一緒に、採択でいいと思います。テレビでも昨今やっておりますけども。やはり医師の方とか、看護の方とか大変な状態に陥っていることは明らかでありますので、私もこの意見書は採択していただきたいと思います。

委員長 本陳情書について、委員皆さんのご意見をお聞きする中では、採択するとの意見であります。よって、本陳情書については、当委員会として、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、陳情第2号については、採択すべきものと決しました。
ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時33分 休憩)

(午前 9時40分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

それでは、さきほど陳情第1号と陳情第2号について、当委員会として採択すべきものと決しましたので、意見書についてお諮りいたします。

皆さんのお手元にお配りをしております「奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書」を、委員会発議をもって最終日に提出することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、最終日に当委員会の発議をもって、意見書を提出することに決しました。

次に、「医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書」を委員会発議をもって最終日に提出することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、最終日に当委員会の発議をもって、意見書を提出することに決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、前回の委員会以後の進捗状況を2点ご報告をさせていただきます。

1点目は、町長の開会のごあいさつのなかでも触れておりましたように、最終処分場内におきます可燃ごみの積替え作業について、白石畑自治会のご了解をいただきました件であります。

前回の委員会では、去る1月25日に地元説明会を開催させていただき、その際、町道157号線の道路整備、交通安全対策についての要望が出され、検討した対策の結果をもちまして、近々にも再度、白石畑自治会に説明に伺

う旨の報告をいたしました。その後、自治会長様のほうから、白石畑自治会の住民の方に、町が講じていこうとする対策を説明をしていただき、最終的に3月6日の自治会集会において、道路整備や交通安全対策、環境対策のほか、自治会要望について、誠意を持って町が対応することを条件に、最終処分場内での可燃ごみの積替え作業、ペットボトルの圧縮作業については、合意するとの結論に達したとのご連絡を、翌3月7日に自治会長様よりいただいたところであります。

なお、町が、白石畑自治会にお示しいたしました町道157号線の道路整備、交通安全対策につきましては、幅員が狭い箇所については、土地所有者と交渉するとともに、地形等も勘案しながら、拡幅に向けて努める。待避できる場所等は、舗装するなど整地し、待避所としての機能を充実させる。幅員を狭く感じさせる落ち葉や雑草等については、定期的に清掃し、幅員が有効に活用できるよう配慮する。町道にはみ出した樹木等については、伐採、剪定を行う。傷んだカーブミラーを補修する。大型車通行予告看板、地元車輛優先啓発看板などを必要な箇所に設置する。運搬車を10t車から6t車に変更する。といった対策を、今後、順次、講じていくといった内容でありまして、カーブミラーの補修、あるいは町道にはみ出した樹木の伐採等につきましては、すでに設計等を終え、業者発注あるいは発注の準備をしているところであります。

また、環境対策としては、臭気、騒音、カラス等の対策として、積替え作業は屋内で行う。また、汚水についても、貯留タンクを設置し、外部に流出させないといった対策を講じることとしており、その旨を自治会のほうにお示し、ご理解をいただいているところであります。

次に、今後の予定であります。まず早い時期に、衛生処理場周辺自治会、幸前・高安・高安西団地・高安睦自治会の各自治会長様に、今後の可燃ごみ処理の考え方等について、ご説明をさせていただくこととしており、自治会のご要望によりましては、適宜、地元説明会も開催をさせていただく予定にしております。

また、積替え施設の建設につきましては、新年度早々より、仮設を含みまず積替え施設の設計、地質調査等の業務についての入札を行い、本格的に着手していくことにしているところであります。

次に、平成21年、平成22年と、5月30日、語呂合わせで「ごみゼロの日」に合わせまして開催しておりました「いかるがの里クリーンキャンペーン」の件であります。平成23年は統一地方選挙の年でもあり、毎年4月の第4日曜日に行われております町民体育大会も、今年は5月22日に開催されることとなっております。一方、平成23年5月30日、ごみゼロの日に1番近い日曜日は5月29日になるわけですが、そういたしますと、町民体育大会から1週間しか経過しておらず、自治会役員をはじめ、参加いただく方にたいへんご苦勞をおかけすることにもなりますし、6月に入りますと梅雨の時期とも重なることとなります。

町では、平成23年秋ごろに環境イベント「ゼロ・ウェイストフェスティバル」の開催を計画しており、そういったことから、その環境イベントにクリーンキャンペーンを組み入れることによりまして、より住民の方々には環境を考えていただく機会にもなると考えまして、今年度の「いかるがの里クリーンキャンペーン」は、秋に、装いも新たに開催させていただこうと計画をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、毎年、参加のご予定をいただいている自治会や住民の方々もおられますので、自治会長様には4月中旬に書面で、また住民の方々には4月号広報お知らせ版で「いかるがの里クリーンキャンペーン」の開催時期の変更のお知らせと、5月30日「ごみゼロの日」に、住民の方々の自主的な活動を呼びかける広報をしまりたいと考えているところであります。

以上、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
飯高委員。

飯高委員 今、3月6日の自治会総会でいろいろ協議されて、7日翌日、自治会より町へ承諾いただいたという方向性があるんですけど。当然、このことにつきましては、住民の方の意向を汲んでいただいて、いろんな面において対策を講じていただくというのは、そういう方向性というのは、当然なると思うんですけども。ただ1点、言われていた汚水貯留施設というのが、ちよっ

と私、これ、どういう形です、これから計画されると思うんですけども、例えば、コンクリートにされるのか、強化プラスチックみたいな形にされるのか、その後の処理について、どのように考えられているのかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

環境対策課長 具体的な設計につきましては、これから進めてまいりますので、今の現段階で申し上げられることは、屋内の床に槽を設けまして、外部には流出せずに、そちらのほうに一旦、可燃ごみですので当然汚水が出ます、そういったものを集めて、バキュームで吸い取って適正に処理していくということで。設計についてはこれからですので、とりあえず外部には流出しないという方法で考えております。

飯高委員 汚水の流出ということで、今、課長おっしゃられましたけれども、一番心配される点なので、当然それらの分については措置をしていただくということで、どういった施設かということが決まりましたら、当委員会のほうにお示しを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他にないようでしたら、以上で、継続審査については終わらせていただきます。白石畑につきましては、今後の対応を町長が誠意をもって対応するという事を言われていますので、誠意をもって対応していただくように委員会としても要望いたしておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず、(1) 子宮頸がん予防ワクチン等について、理事者の報告を求めます。この中学校3年生までの子宮頸がん予防ワクチンの予防対策については、先の委員会で議題として、当委員会の委員さんも質問されています。そのときに詳しく説明もされております。それ以外で、報告があれば報告いただきたいと思います。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長

子宮頸がん予防ワクチン等についてであります。

まず最初に、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンについてであります
が、3月4日午後、厚生働省から通知が出されまして、小児用肺炎球菌ワク
チン及びヒブワクチンの接種後の死亡例が、3月4日までに4例あったこと
から、これらのワクチン接種が一時見合わせとなりました。町内の委託医療
機関には、3月5日午前に、その対応を依頼したところでございます。

厚生労働省は、3月8日に医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び子宮
頸がん等予防接種後副反応検討会の合同会合を開催いたしまして、「小児用
肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの安全性につきまして、現段階の情報にお
いて、いずれもワクチン接種との直接的な明確な因果関係は認められないと
考えるが、さらに入手可能な情報を次回までに収集する」として、接種の再
開を見合わせる事としております。新聞報道等によりますと、今月中をめ
どに改めて会合を開き議論するということが報道されています。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成についてであります
が、ただ今、委員長もおっしゃいましたけれども、本議会定例会の一般質問でもご
質問をいただき、一定の答弁をさせていただいているところでございます。

また、その答弁以外につきまして、3月7日には、県から子宮頸がん予防
ワクチンの不足についての通知があったところでございます。町といたしま
しては、子宮頸がんを予防するための事業であることから、出来るだけ接種
していただきたいと考えており、こういったことから、現在中学3年生の女
子で、平成22年度中に一度もワクチンを接種していない人への助成を、平
成23年度においても実施してまいりたいと考えておりますことから、要綱
の一部改正を行い、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜り
ますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、実施にあたりましては、対象者には個人通知により周知を行い、町
医師会の先生方にもご協力をお願いしたいと考えております。

以上で、子宮頸がん予防ワクチン等についての報告とさせていただきます
す。

委員長

報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(2)斑鳩町健康増進計画について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 斑鳩町健康増進計画についてであります。本年度、「健康いかるが21計画」の見直しにあたりまして、本常任委員会並びに健康推進協議会の委員皆様にご意見を賜り、「斑鳩町健康増進計画」と改称し、取りまとめをさせていただきましたので、この計画をお配りをさせていただきます。

平成23年度から、この計画にもとづきまして保健事業を展開し、住民皆様の健康の保持・増進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、斑鳩町健康増進計画についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは他に、理事者側から報告しておくことがあれば、ございませんか。 清水住民課長。

住民課長 それでは、消費者相談の広域連携についてですが、平成23年4月より生駒郡4町による相談窓口の輪番制を導入して、窓口が週4回開設されている体制とするとともに、対象を郡内の住民に広げることにより、住民の方の相談機会の拡充をはかり、消費者相談の充実に努めてまいりたいと考えております。周知方法としましては、町広報紙及びホームページへの掲載を予定しております。

各町の開設日でございますが、月曜日が平群町、火曜日が安堵町、水曜日が三郷町、木曜日が斑鳩町となっております。月曜日から木曜日まで週4回の相談窓口を利用できることになっております。なお、当町につきまして

は、従来どおりの毎週木曜日の開設日となっております。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長 何か質疑、意見があれば。 里川委員。

里川委員 時間もこれ関係していたと思うんですけども。週4日で、月から木で輪番制で、時間は、斑鳩町は木曜日で午後で、1日受け付けていたときもあつたのかなと思うんですけども、時間の態勢はどうなっていますか。

住民課長 月曜日につきましては平群町でございますけれども相談時間は午前10時から午後4時、安堵町につきましては1時30分から4時となっております。三郷町につきましては、水曜日が1時から4時、第4水曜日が10時から12時、1時から4時となっております。斑鳩町につきましては、各木曜日ですね1時から4時で、第4木曜日だけが9時から12時、1時から16時となっております。よろしく願いいたします。

里川委員 ややこしいですね、時間の設定が。これなんとか、うまいこと、平群の10時から4時、こんなふうに毎日そんなふうにはできないのですかね。これ行く場所は替わるわ、時間はそうやってバラツキあるわ、始まる時間とかね。終わるのはみんな4時みたいですけども。こういう整理はやっぱりちょっと難しいんですか。難しいんやったら、これは周知するのを、よほどきっちり周知してあげんと。4町の皆さんも大変やなというふうに思うんですけども、どうですやろか。

住民課長 各町で、相談時間が今までからのがございますので、その時間に合わせてやっておりますので。周知につきましては、各町によって、町で広報とインターネットのホームページで周知するというところでさせていただきますので。時間のやつは難しいと思います。

里川委員 だけどね、最初の説明がね、幅広く郡内の方がどこでも、いつでも相談で

きるような態勢って、私からみると、サービスを拡げるといって拡充していきこうと。そのとき、そのときに、毎週木曜だけやったら、いやもう月曜日に気になっているのに、木曜日まで待たんなあかんというよりは、そうやって、郡内の人が開設されているところへ行こうと、ということが可能になるということであればね、時間もできるだけ統一してほしいなということは、利用する側からすれば、そういう希望はあると思うんですね。今後、とにかく、そういうふうに輪番制でこういうふうにする。いきなりといたら難しいかもしれないけれども、町民さんの混乱なんかも起きてくる可能性もあるので、4町で十分相談していただいてね、また時間統一できるようやったら、そういう方向性も考えていただきたいということでお願いだけしておきます。

住民課長 また各町寄りまして、相談もさせていただきますので。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 以上で、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 私、いろいろ言うつもりはないんで、ひとつだけ、ものすごく一番気になっている点、申し上げたいと思います。私、予算の審査をした最後にも、政局が不安定で、子ども手当の支給ということについても申し上げました経過もございますけれども。この間ですね、さらに民主党がつなぎ法案を出して、何とか現行制度を実施できるようにということを言っているんですけども、今どうも国会の中では、その法案については反対するような動きがあったりとかで、非常に緊迫をしているような状況があるなと思っているんですけども。ただこれ、本当にどっちになっても、どっちに転んでも、ほんとに決まってから、6月支給があるからその準備をせなあかんの、今こんな

に混乱してていいんだろうかと心配していますし、地方自治体としては本当に困っておられるんじゃないかなというふうに感じているところですけども。ですから町長にお尋ねをしたいんですけども、町村会としては、この点については、どんなふうな態度というんですか、態度表明というのか、国へのお願いというのか、そういうアクションを起こしてはるのかどうか、このへん、ちょっと状況を聞きたいなと思っているんですけども。

町 長

町村会、あるいは市長会等、国に対するアクションは必ず起こしますけれども、国が果たして、この予算が、予算案は通ったわけですから、自動的に30日経ったら予算は通ります。関連法案の問題だけです、今、いろいろと、政権の民主党が、いろいろと今、共産党にも社民党にも、参議院が足りないものですから、つなぎ法案として、なんとかしようということで、それに共産党もおそらく社民党も乗りますけれども、あと2、3名足りないということになったらだめということで。しかし、そういうことを考えますと、国が予算を通さないとか、つなぎ法案をしないとか、いろいろな問題ありますけれども、それよりもやっぱり、国がはっきりと明確にしなかったら、我々市町村というのは本当にたいへんな状況になっています。職員が、超過勤務手当とかいろいろとありますけれども、やっぱり法案が結局通っても、それがまず県に来るわけですね、県からやはりひと月ぐらい遅れるんです。それから、うちの職員ですから。私、いつも県にも要望するんですけども、もう少し県かってね、対応を早くしなかったら。通知内容でも、案内でも、もう1週間ぐらいのやつを今出してきよるわけですね。それやったら、議会あるやないかと。今でもいっしょなんです。知事選挙は24日やと、そうしたら町村会の総会を18日にしますよと。うちら24日は知事選挙やから早く議長はじめ議運の皆さん方に、日程をやっていただいているんです。そういうことでももう18日の1時からと、そうしたら、それに行かれへんから、議会の皆さんに3時にしてもらおうと。今、正にそういうことが、決めていただかなかつたら、ならないですね、それがなかなか決まらない。里川議員が心配されているようにですね、私らもやはり心配なんです。これおそらくうまくいかなかつたら、児童手当に復活したら、これまた予算補正を組んでいかなあかんし、人件費の問題からして、非常にたいへんで、6月に払えな

いということで、待っておられる方々にどんだけの不安を与えるかということになると、また法律がうまくいかなかったらですね、法人税の5%でも、そういう関係で、給料を払えないという会社も出てきますから。今、真剣に国のほうが考えて、これしていただかなかったら、なんぼ地方に権限委譲せえといったところで、なかなか来ませんから、橋下大阪府知事が言うように、やはりもっと明確にしていかなかったら、段々とういうことが我々にとっては一番大変なことだと。職員にとっては苦勞していると思います。まだ我々の職員は耐えて努力をしながら頑張っていたいでいるわけですから。そういうことについても、今後体調の問題とか考えますと、非常に不安が残りますから。そういうことについては、町村会あるいは市長会からでも、全国知事会からでもそういうご要望をですね、早く予算関連法案がどうなるのか決断をしていただくような処置をしていただきたいというご要望はしてまいりたいと思います。

里川委員　　今まさしく、町長答弁していただきまして、町長の答弁どおりだと思います。町長の下で働いておられる職員さんに対しての気遣いも、町長は示していただきました。私も、本当に心配しています。急にバタバタとせなあかんというような状況の中ではね、子ども手当の関係でも、前年は臨時職員をおいておりましたけれども、新年度の23年度では、臨時職員の賃金の計上もありませんでした。けれども、こんな動向をみるなかでね、町も臨機応変に対応をしていただかんあかん事態も起こってくるのではないかなということで、本当に心配しております。今、町長が答弁していただきましたように、今後の動向を見る中で、早く、市町村のために、国が良い方向に動いていただけるように声も上げていっていただき、そしてまた、庁舎内の職員さんたちの状況も十分見ていただいて、ご配慮いただけるようお願いしておきます。

委員長　　ほかにございませんか。　吉野委員。

吉野委員　　生き生きプラザの歩行浴室の利用状況と問題点、端的に言ってもらえたらありがたいんですけども。私も、陳情というか、狭すぎるなどか、いろい

ろ伺っているものですから、どうですか。あまり詳しい資料は結構ですから。

健康対策
課長 歩行浴室の利用状況でございますが、男性の方も、女性の方も、現在では2ヶ月先まで予約をとることができますが、ほぼ予約はいっぱいの状況でございます。

吉野委員 やはり、あの歩行浴室というのは狭いというのが問題があるのではないですかね。狭すぎる、歩行浴室としては。今さら、どうにもしょうがないというのはあるかもしれないですけども。それで、例えば、こんな待っている人がたくさんいる、希望者がたくさんいるということであれば、民間のそういうプールの施設なんかですと、今、いろいろと4月から新しい会員募集していきまして、無料券とか、サービス券とか出していまして、それからちゃんと会員になれば、月間3千円ぐらいで、十分に歩行浴室使えるというような状況ですので。そこにだけ、斑鳩町の施設にだけというのはやはり無理があって、そこに誘導するというのもおかしな話なんですけれども。私、1回でもその民間のプールに行ったら、こんな狭いところじゃどうも使えないなという人も出てくるんだろうかなと、私は思っていますけどもね。まあそういう誘導せえと言っているわけではありませんけれども。

あの部屋を広くするとかいうのは考えられないし、そうしなくてもいいと、私は思っておりますので、そういう方法で、ひとつ、例えば斑鳩町でも多少補助するとか、1回分だけ補助するとか、現場に行ってみて、なるほど、こっちのほうがいいなということになれば、その問題点も解決されるんじゃないかな。実際にまた、歩行浴ってすごくいい健康法なんですよ、特に高齢者にとっては、すごくいいことであって、斑鳩町の保健衛生、保健の向上のためにもすごくいいことじゃないかと思ひまして、提案させていただきます。

町 長 皆さん方、議会と住民の方々も交えて、ああいう設計をさせていただいて、当初は大きな風呂ということも考えたんですけども、それはやはり無理だと、利用者等々。それで、このような入浴をしたわけですけども、最初はほとんどなかったんです。なかったなかで、なぜこれだけの人が増えてきた

かという、やはりそういう専門員を雇っていくとなりますと、当然増えてきます。ただ、その関係等については、その2週間待ちとか、3週間待ちとかじきにおっしゃいます。特養でもいっしょです。待機者150人いますねと。なんで150人いますねと言うたら、ここに入りたい人が150人おられるのであって、他にも行こうとしたら、流れるわけですね。だから、今、吉野委員がおっしゃるように、一般の歩行入浴というのは、必ずそこのプールもやっています。それは、健常者等の関係が非常にございますけれども、この入浴というのは、その特殊な関係ですね、この間も議員さんがおっしゃったように、ご息がそういうことについていかなければいけないと、そうしたら2人になるわけですから。あの部分のスペースから考えますと、4人、5人入ったらもう満杯ですから。そういう環境ですね、そういうことも踏まえた中で、今、吉野委員がおっしゃるように、広くするとか、そういうことではなしに、うまくコントロールをできるような、申込をどういうふうな形でとっていくのか、あるいは、2週間待ちとか、3週間待ちとかで終わってしまうのか、どういう整理をするかということで、今度は逆に、そういう形で、担当のほうは難しくなっていると思います。最初はもうなかったわけですから。そうしたら、なんでこんな物作ってんと、なかったら、ないやろうと。しかし、いろいろ工夫したなかですね、補助員、介助員を、うまく指導者をよんできていただいたら、やはり増えてきたわけですから。やはり近くの方でしたら、80ぐらいの高齢者ですけども、もう毎日ほど利用していますという、逆に福祉のほうに寄付したりされる方もおられますし、そういう方もみえておられますし。

今、現状を考えますと、足湯も今現状は減ってきているわけですね、最初はたくさんおられたわけですから、だんだん減ってくるわけですから。そういうこともやはり踏まえて、これもやっぱり担当のほうで、これからやっぱりしていかなと。待たすこともやっぱり悪いわけですから。そこらをやっぱり一応考えて、整理をすることも大事だと思います。

吉野委員のおっしゃることもよくわかりますよ、わかりますけれども、現状はこれ以上大きくできませんし、この範囲の中でどうしていくかということで、待たすこともあれですから、どういう形をとったらいいいのか、回数を1回増やすのか、そういうことも踏まえて考えていきたいと思っています。

吉野委員 わかりました。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

小城町長

町 長 早朝から委員の皆様方には慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。特に、議案の第2号、議案の第3号につきましては、満場一致で可決いただきました。陳情第1号、第2号につきましても、採択をされてですね、できるだけ、郡山総合病院が継続できるような、それと、看護師等の関係の夜勤交代制の労働条件の関係等についても採択いただいたということでございます。そういうことで、いろんなこういう福祉を取り巻く環境というのは非常に大変なものがございます。特に、皆様にご同意いただきました子宮頸がん予防ワクチン、あるいはまたヒブワクチンとか、小児肺炎球菌の関係等についても、医療過誤の起こらない、こういう環境に、我々が医師会とともに努力をしてですね、していただく方々が、受けていただくようにしてまいります。

本日は、本当にありがとうございました。

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

(午前10時14分 閉会)